別表六の二（十六）付表　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の４第２項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　(8)」の欄は、法第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定の適用を受ける場合（法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、当該経理した金額を記載すること。

別表六の二（十六）付表　経営改善設備の取得価額に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

経営の改善に関する指導及び助言を受けた認定経営革新等支援機関の名称		1					
事業種目		2					
資産区分	種類	3					
	設備の名称	4					
	取得年月日	5	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
	指定事業の用に供した年月日	6	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
取得価額	取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8					
	差引改定取得価額 (7)－(8)	9					
設備の概要							

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）